最終更新日：2016年6月30日

株式会社ベネフィット・ワン
代表取締役社長 白石徳生
問合せ先：経営企画室（TEL 03-6870-3802）
証券コード：2412
http://www.benefit-one.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、法令等の遵守を機軸にした企業運営の重要性を認識すると共に、変動する社会、経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と経営の健全性の向上を図り、引いては株主価値を高めることを、経営上の最重要課題の一つとして位置付けております。
その実現のために株主の皆様やお取引先をはじめ、地域社会、社員等の各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など、法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレートガバナンスを充実させていきたいと考えております。
また、株主・投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努め、経営の透明性を高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-11(3)】 取締役会の実効性評価
当社は毎年、各取締役による取締役会の自己評価を実施いたします。
自己評価の結果については、取締役会内で議論し、取締役会全体の実効性を高めていくために活用します。取締役会全体の分析・評価の概要の開示については、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】 いわゆる政策保有株式
当社は中長期的な視点に立ち、当社の企業価値を高めるために、お客様・取引先との信頼関係の強化・維持を図るとともに、取引の拡大、協業によるビジネスメリットが得られると判断できる場合において株式を保有いたします。また、これらの目的が達成できていることとビジネスメリットが得られていることについて毎年検証し、重要なものについては保有継続の可否を取締役会にて判断いたします。
保有株式の議決権の行使につきましては、その議案の内容が当社の保有方針に適合しているかどうかに加え、発行会社の発展と株主利益の向上、並びに当社の株主・投資家の利益に寄与するかを判断したうえで適切に議決権を行使いたします。

【原則1-7】 関連当事者間の取引
経営企画室長が稟議決裁書類をチェックし、会社法上の利益相反取引とあわせて、取引先が主要株主で ある場合の取引に該当する重要な取引については、取締役会の協議に付して承認を得ております。
取締役会では、取引の必要性、少数株主の利益を害することのないような公平性の観点等から取引の 適正性を判断しております。

【原則3-1(1)】 経営理念等や経営戦略、経営計画
企業理念を「良いものをより安くより便利にサービスの流通創造を通して人々に感動と喜びを提供しよう」と規定し、有価証券報告書やコーポレート・ガバナンスに関する報告書、コーポレートサイト等に掲載しております。

【原則3-1(2)】 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレート・ガバナンスに関する報告書にコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を掲載しております。

【原則3-1(3)】 取締役の報酬決定の方針と手続き
取締役の報酬等の額のうち、固定報酬については、平成22年6月29日開催の第15回定時株主総会において、年額総額は200百万円以内とする旨決議されており、この範囲で、事前に社外取締役に対して具体的な報酬総額の算出方法等を提示し、同意を得たうえで、社長・副社長による報酬検討会にて個別の報酬額を決定する方針です。
取締役の報酬等の額のうち、変動報酬については、平成28年6月29日開催の第21回定時株主総会において、取締役に対する業績連動型株式報酬制度を導入し、上記の固定報酬とは別枠で、3事業年度で200百万円を上限として金銭を拠出する旨決議されており、各取締役の分配に関しては、この範囲で、別途役員株式給付規程で定める方針です。

【原則3-1(4)】 取締役・監査役候補者の指名の方針と手続き
【補充原則4-11(1)】 取締役会の構成
事業規模に合った人数として、取締役は9～12名程度、監査役は3～5名程度が適切であると考え、現在は取締役10名、監査役4名で構成しております。役員候補者は人格・見識に優れていることを前提に、社外取締役は財務会計・会社経営・政治経済情勢等の知見を、社外監査役は法律、財務会計、会社経営、政治経済情勢、リスク管理等の知見を有する人材をバランスよく選定しております。
役員候補者は事前に社外取締役へ推薦理由や略歴等を説明し意見を聴取したうえで、取締役会で決定する方針です。

【原則3-1(5)】 取締役・監査役候補者の選任・指名についての説明
取締役・監査役候補者の選任・指名を行う際には、社内・社外役員ともに招集通知に選任・指名理由を掲載する方針です。

【補充原則4-1(1)】 経営陣に対する委任の範囲
当社は、法令に準拠して「取締役会規程」に「取締役会に付議すべき事項の基準」を制定し、取締役会において審議する内容を定めるとともに、その他については「職務権限及び業務分掌規程」に基づき、経営陣が執行できる範囲を明確にしております。
具体的には、株主総会付議事項等の会社法に定められた重要事項及び経営戦略・経営計画等の経営の基本となる事項等については、取締役会で決定しております。その内容に基づく個別の業務執行に関する決定は、その業務を担当する各取締役に委任しております。委任内容については、権限規程において範囲を明確にしております。
なお、代表取締役社長の意思決定を円滑かつ的確に行うため、主要な取締役及び常勤監査役で構成される経営会議を設け、取締役会決議事項を含む業務執行上の重要事項を審議しております。

【原則4-8】 独立社外取締役の有効な活用
独立社外取締役を2名選任しており、独立社外取締役相互で定期的に意見交換を行い取締役会以外の機会においても適宜取締役へ意見を述

べております。具体的には、社外取締役間の情報交換の場を定期的に設けており、経営陣との連絡・調整は経営企画室が、監査役会との連絡強化を常勤監査役が調整しております。また監査役は社長との意見交換会を行っております。

【原則4-9】 独立性判断基準
当社は東証の定める基準に準拠し、以下のa～lの各項目に過去・現在・最近において該当しないことを独立性判断基準としております。
a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

【補充原則4-11(2)】 取締役・監査役の兼任状況
招集通知に重要な兼任状況と主な活動状況を毎年開示しており、適正な兼務範囲であることや、取締役会での役割・責務の遂行状況を適宜確認しております。

【補充原則4-14(2)】 取締役・監査役に対するトレーニングの方針
定期的に執行役員を含む経営陣との情報交換会や事業部責任者が戦略を表明する場への参加を通じて、継続的に企業理念および事業戦略の共有を図っております。
企業価値向上のための企業経営のみならず、法令やコンプライアンス等の業務知識を習得するための外部研修・セミナー情報を定期的に案内し、参加の機会を設けております。
専門的知見の聴講により、世界の政治経済情勢を把握する機会を定期的に設けております。
さらに、新任取締役・監査役就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する説明の機会を設けることで、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくような情報提供を行うこととしております。

【原則5-1】 株主との建設的な対話に関する方針
機関投資家との対話（面談・電話会議等）は、代表取締役社長または経営企画室担当役員が行っており、第2四半期決算及び決算発表時に説明会を実施しております。
個人投資家との対話（電話・メール等）は、経営企画室内のIR担当が行っており、株主総会終了後には株主に対し、経営近況報告会を開催し当社経営戦略の説明に努めるとともに意見交換を行っております。
ホームページ上にて当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくようなIR情報の発信を積極的に行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社パソナグループ	22,302,600	55.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,501,600	3.72
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,341,433	3.32
白石　徳生	1,050,400	2.60
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND	1,016,900	2.52
CBNY－GOVERNMENT OF NORWAY	774,743	1.92
伊藤忠商事株式会社	613,800	1.52
BBH FOR MATTHEWS ASIA GROWTH FUND	433,800	1.07
東京海上日動火災保険株式会社	400,000	0.99
株式会社日立製作所	400,000	0.99

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	株式会社パソナグループ （上場：東京）（コード） 2168

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

株式会社パソナグループは2016年3月末時点で当社の議決権の55.24%を保有しており、親会社に当たります。当社は同社との間において取引を行う場合、第三者との取引を勘案して適切な取引条件とすることを基本方針としており、少数株主を害することの無いよう適切に対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、株式会社パソナグループを中核とした人材関連事業中心の企業グループにおいて、専門性の高いアウトソーシング事業を独自に業務展開しております。株式会社パソナグループは当社筆頭株主であり、また、人的には当社取締役10名のうち同社の取締役を兼ねる者が5名おり、当社監査役4名のうち同社の取締役を兼ねる者が1名おります。役員の兼務、サービスの相互提供等、ビジネス上の交流は行っておりますが、事業運営については独立した運営を行っております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
久保　信保	その他											
桃崎　有治	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
久保　信保	○	一般財団法人自治体衛星通信機構の理事長であります。	長年に亘る行政庁での勤務実績により豊富な経験と幅広い知識を有しており、それらを当社の経営に反映していただけるものと考えたことから社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」で規定されている「一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素」に該当しないことから、独立役員として指定しました。
桃崎　有治	○	桃崎有治公認会計士事務所の代表であります。	長年の会計士により培ってきた専門的知識・ノウハウを有しており、それらを当社の経営に反映していただけるものと考えたことから社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」で規定されている「一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素」に該当しないことから、独立役員として指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人から会計監査計画の説明を受け、協議を行うと共に四半期決算毎に監査に関する説明を受け意見交換を行う等、緊密な連携を保って監査業務を遂行しています。

また、当社の内部監査部門である監査部は、社長の直轄組織として、他の管理部門や業務部門から完全に独立した立場で監査し、社長、監査役、監査役会に対し内部統制の状況および改善策について直接報告する体制を構築しています。監査役会に、監査部長も出席しており、内部監査の実施状況、その監査結果の報告を行う等、緊密な情報交換により、的確な監査役監査が図られています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加藤　佳男	他の会社の出身者			△	△									
藤池　智則	弁護士													
中川　惇	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤　佳男		元株式会社パソナ常勤監査役であります。	これまで培ってきた経験等を当社監査体制の強化に活かし、客観的立場からの当社の経営を監査することが期待されることから社外監査役に選任しております。また、株式会社パソナグループによる持株会社体制への移行に伴い、株式会社パソナが所有していた当社株式は平成20年3月1日に全て株式会社パソナグループに承継されました。本経緯に鑑み、株式会社パソナの業務執行者および監査役であった同氏については、「過去における上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役」

			および「上場会社の親会社の監査役」と記載しております。
藤池　智則	○	堀総合法律事務所弁護士であります。	弁護士としてこれまで培ってきた経験等を当社監査体制の強化に活かし、客観的立場からの当社の経営を監査することが期待されることから社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」で規定されている「一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素」に該当しないことから、独立役員として指定しました。
中川　惇	○	TECO Technology & Marketing Center株式会社会長であります。	これまで培ってきた豊富な経験等を当社監査体制の強化に活かし、客観的立場からの当社の経営を監査することが期待されることから社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」で規定されている「一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素」に該当しないことから、独立役員として指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年6月29日開催の第21回定時株主総会において、中長期的な業績並びに企業価値の向上への貢献意欲を高めることを目的として、業務執行取締役に対し業績連動型報酬制度の導入を決議しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年３月期における当社取締役および監査役に対する役員報酬は以下のとおりでございます。

■ 取締役報酬　取締役 ６名　88百万円
■ 監査役報酬　監査役 ４名　20百万円

（注）上記の他、無報酬の役員は、取締役5名であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額のうち、固定報酬については、平成22年6月29日開催の第15回定時株主総会において、年額総額は200百万円以内とする旨決議されており、この範囲で、事前に社外取締役に対して具体的な報酬総額の算出方法等を提示し、同意を得たうえで、社長・副社長による報酬検討会にて個別の報酬額を決定する方針です。
取締役の報酬等の額のうち、変動報酬については、平成28年6月29日開催の第21回定時株主総会において、取締役に対する業績連動型株式

報酬制度を導入し、上記の固定報酬とは別枠で、3事業年度で200百万円を上限として金銭を拠出する旨決議されており、各取締役の分配に関しては、この範囲で、別途役員株式給付規程で定める方針です。

監査役の報酬につきましては、株主総会で決議された年間上限額50百万円の範囲内で、監査役の協議を経て決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役からの意見並びに指摘事項に関しては、経営企画室が適切に対応しております。
社外監査役からの意見並びに指摘事項に関しては、監査部と経営企画室が連携して適切に対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)当社取締役会は、経営意思決定の機動性と監督機能の強化を重視し、取締役10名(内、常勤取締役4名、社外取締役2名)で構成され、毎月1回の定例取締役会以外にも、適宜臨時取締役会を開催し、経営の意思決定を行っています。また、当社の取締役の任期は1年であり、経営環境の変更に対応し得る経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にしております。

(2)業務執行においては監督と執行の分離を進め、執行権限の委譲に伴う業務の迅速化を図るため執行役員制を導入しております。また、原則として毎週、常勤取締役および役付執行役員で構成される経営会議を開催し、日常業務執行の重要事項の審議或いは取締役会付議事項の審議・報告等を行っています。

(3) 監査役会は監査役4名(内、常勤監査役1名)で構成され、毎月1回監査役会を開催し、監査役と社長の意見交換会を行い経営執行の監視をしております。監査役会を構成する監査役は、経営執行の監視を監査部と密接に連携して実効性のあるものにしており、また、会計監査人とも連携を取り、監視をしております。
社外監査役のうち1名は弁護士であり、法令面からの監査を強化しております。

(4)社長直轄の監査部が内部監査規程に基づき、法令および社内諸規定の遵守状況を監視し、業務上の不正・過誤による不足の事態の発生を防ぐとともに、業務の改善と経営効率の向上等を目的として内部監査を実施しております。

(5)有価証券上場規程第436条の2第1項に規定する独立役員として、社外監査役から2名、社外取締役から2名の計4名を選任し、届出を行っております。

当社は金融商品取引法に基づく会計監査契約を有限責任監査法人トーマツと締結し、それに基づき報酬を支払っております。
有限責任監査法人トーマツおよび当社監査に従事する業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。

平成28年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

■ 業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員　業務執行社員:高木政秋氏、草野耕司氏
(注)継続監査年数については、7年を超えておりません。

■ 会計監査に係る補助者の構成
公認会計士　2名、その他　11名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

経営意思決定の監督機能強化の面から、当社では社外取締役2名(2名とも独立役員)を選任しております。さらに、取締役の任期を1年とすることで取締役の経営責任を明確にし、ガバナンス機能を強化しております。
また、経営執行の監査・監督面から、当社では監査役会設置会社体制を採用しております。各監査役は取締役会や経営会議等への出席を通して取締役の職務執行監督状況を監査するとともに、監査部や会計監査人とも適宜連携することで、厳正な監査を実施しております。加えて、当社監査役4名のうち3名が社外監査役(うち2名は独立役員)であることから、客観的立場での経営の監視・監督機能の整備・強化を期待でき、健全なガバナンスを確立し得るものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会の開催に際し、招集ご通知を個別配送すると共に、決議ご通知や議決権行使結果とあわせてホームページ上で開示し、株主へ広く周知しております。また、平成17年6月より、株主総会終了後に株主に対し、経営近況報告会を開催し当社経営戦略の説明に努めると共に意見交換を行っています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び決算発表時に説明会を実施。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料および各種プレスリリース等を掲載。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室内に設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は企業理念（スローガン）を、「良いものをより安くより便利にサービスの流通創造を通して人々に感動と喜びを提供しよう」と規定し、顧客重視を明確にしています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページに、経営情報の開示及び新しい顧客サービスの導入につき、積極的にリリースしております。
その他	当社では、社員一人ひとりが仕事と子育てを含めた生活全体の調和を図るため、全ての社員がその保有能力を十分に発揮できるよう環境を整備するとともに、次世代育成支援について貢献する企業となるための様々な行動計画を策定・実行しており、子育てサポート企業として、くるみんマークの認定を受けております。また、ワーク・ライフ・バランスやダイバーシティの促進を目的として、「特別勤務制度」「ドリカム休職制度」「こども参観日」「育児コンシェルジュ」「職場復帰プログラム（wiwiw）」などの制度を設けております。 ・取締役に占める女性の割合：20% ・全管理職に占める女性の管理職の割合：約53% ・社員全体に占める女性の割合：約69% ・女性社員の出産後の復職率：約91% ※株式会社ベネフィット・ワン単体の数値（2016年3月末現在）

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

健全な企業経営を目指す上で、内部統制システムの整備・向上とその運営の有効性確保が肝要であることを認識し、当社の事業の特性及びそれに起因するリスクを考慮しつつ、効率的で適法な経営活動を推進してまいります。
現在の整備状況と当面の取組方針は以下の通りであります。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

1．当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）コンプライアンス・マニュアルを制定し、グループ役職員の行動規範を規定するとともに、毎年全ての役職員を対象にコンプライアンス研修を実施し、法令定款違反を未然に防止する。

（2）取締役及び役職員は、他の取締役の法令定款違反を発見した場合は直ちに監査役または取締役会に報告する。

（3）当社と利害関係を有しない社外取締役を選任し、取締役の相互監視・監督機能を強化することにより、適法性を確保する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会、その他の会議の議事録及び稟議書類等の重要書類を記録し、文書管理規程に従い永久若しくは10年間保管する。

3．当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）当社及び子会社は、業務執行に関するリスクとして、以下を認識し、その把握と管理に努める。
a. 財務報告関連リスク（財務報告の正確性・信頼性に関わるリスク）
b. 収益の季節変動リスク
c. ITリスク（会計システム、業務システム等の安定的稼動に関わるリスク）
d. 機密情報漏洩リスク（経営情報、個人情報の漏洩リスク）
e. コンティンジェンシーリスク（大地震その他の災害・事故発生のリスク）
f. 個別業務のコンプライアンスリスク（会員向けサービスのコンプライアンスリスク等）

（2）当社及び子会社の各リスクに対する具体的な対応方針を、以下の通りとする。
a. 財務報告関連リスク
当社及び子会社は、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための諸規程及び体制の整備をし、今後一層の高度化を推進する。
b. 収益の季節変動リスク
当社は、社長、業務執行取締役を主要メンバーとする経営会議（原則毎週開催）にて、各部署がリスク・収益の状況を報告する。そのうち重要なものについては、当社及び子会社ともに取締役会にて報告を行う。
c. ITリスク
当社は、システムの統合管理及び適正な財務報告の確保ならびに第三者による情報アクセス管理のために、「情報システム基本規程」及び「情報セキュリティ規程」に基づき、適切にシステムリスクの管理を行う。
d. 機密情報漏洩リスク
当社は、機密情報のうち最重要事項である個人情報については、個人情報保護委員会の月次開催により、常時、管理上の問題の発見と是正に努める。また、当社及び子会社は、プライバシーマークの更新を通じてレベルアップを行う。その他の会社機密情報はその態様に応じて、誓約書、契約書等により機密保持条項を盛り込み、漏洩リスクを予防する。
e. コンティンジェンシーリスク
当社及び子会社は、大震災等自然災害、事故やレピュテーションリスクも網羅した「コンティンジェンシープラン」及び震災時の「緊急時対策要領」に基づき運営する。
f. 個別業務のコンプライアンスリスク
当社及び子会社は、個々の会員向け新規サービスにつき関連法令への適合性について事前に「業務検討委員会」で個別審議を行う。また、現行の個々の会員向けサービスメニューについてもガイドブック更新時や必要に応じ適宜チェックを行う。

（3）当社は、リスクマネジメント規程により管理を行い、リスク管理体制は社長を最高責任者とする。当社は、リスクに関する統括管理を行うリスクマネジメント委員会を設置し、総務部担当役員を委員長として指名する。リスクマネジメント委員会は、当社及び子会社のリスクの想定・分類を行い、有事の際には迅速かつ適切な対応が行えるよう、整備を行う。

（4）リスク管理を含め組織内運営の有効性を担保するため、当社は、社長直轄の監査部による当社及び子会社の内部監査を行う。また、当社及び子会社は、法務専任者による個別契約書の事前チェックにより、不測の損失・トラブルの防止に努める。

4．当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）当社取締役会は、定例の取締役会の他、臨時取締役会も柔軟に開催し、経営上の課題を適時適切に審議・決議する。

（2）業務計画が取締役会に付議され、当社各部署及び子会社に計画目標として付与される。当社の部長（取締役兼務、執行役員を含む）等各部署の責任者は、組織規程、職務権限及び業務分掌規程、稟議規程に則して、効率的かつ公正な職務執行に心掛け、その進捗状況については、経営会議で報告、協議しており、主要な部分については、取締役会にて報告し、全社的な職務執行の効率性を確保する。また、子会社においても組織規程等により業務分掌、職務権限を定め、これにより責任の明確化及び効率的な業務の遂行を図る。

（3）子会社は会社の規模に応じて定例取締役会を法令に従い開催するよう取締役会規程を定めており、当社の経営企画室が開催状況を定期的に確認する。また、子会社は必要に応じて臨時取締役会を開催する。

5．当社の使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）業務運営を適法に保つため、当社は、コンプライアンス委員会及び法務・コンプライアンス統轄室を設置する。同委員会を中心に、法令、定款を遵守すべく、当社及び子会社におけるコンプライアンス関連の重要事項の審議、社内の啓蒙・教育を含め実効性を確保するための施策を実施する。

（2）当社及び子会社の取締役等及び使用人の法令等遵守のための規程「コンプライアンス・マニュアル」に基づき、研修等の実施、法令遵守の意識向上を図る。

（3）組織が適切に運営されていることを担保するため、当社の社長直轄の監査部が内部監査規程に基づき当社及び子会社の監査を実施する。

（4）コンプライアンス上の問題解決のため、当社では社内通報システムを設置する。通報先は社内だけでなく社外にも設け、当社及び子会社の通

報者が通報先を選択出来る体制になっており、引き続き制度の充実を図っていく。

6. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社及び子会社における業務の適正なる運営を図るため、関係会社管理規程に基づき管理を行い、適切な業務運営を推進する。

(2)子会社の取締役または監査役を当社から必要に応じて派遣し、子会社の取締役会への出席及び監査役による監査を通じて経営の状況を把握し監督する。また、子会社及び関係会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社の経営会議での審議及び取締役会への付議または報告を行う。

(3)当社の監査部が子会社の内部監査に当っており、監査の際に子会社におけるコンプライアンス管理、リスク管理についての指導、助言を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
常勤監査役と監査部との連携で効果的な監査を行う。監査役職務を補助すべき使用人に関しては、他部署との兼務で1名配置する。更に、監査役会の要請があった場合には、専任の使用人を配置するものとし、配置する場合は、人数等配置の具体的内容に関して監査役会の意見を十分考慮する。

8. 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
上記使用人及び監査部の使用人の人事に関しては監査役会の事前の意見を得るものとし、取締役はこれを尊重する。

9. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制並びに当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1)当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等、監査役及び使用人は、当社及び子会社の取締役の法令定款違反を発見した場合は直ちに当社の監査役に報告する。

(2)当社の監査役会と社長及び他の取締役との協議の頻度を向上させ、監査役への必要な経営情報及び営業情報の提供を行う。

(3)当社及び子会社において内部通報制度による通報があった場合、直ちに当社の監査役へ報告される。

(4)内部通報者に対し、報告を理由とした不利益な取り扱いは行わない旨を当社及び子会社のコンプライアンス・ホットライン規程に定めて徹底する。

10. 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理の方針その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役からの申請に基づき適切に行う。

(2)監査役会規程の他、監査役監査規程を定め、具体的な業務基準を明示し、これに基づき実効性のある監査を行う。また、監査部長が監査役会で定期報告するなど密接な連携関係を構築し、会計監査人とも定期的に協議を行い、効率的かつ有効な職務執行を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社及び子会社は、反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針とする。

2. 反社会的排除に向けた整備状況
(1)当社及び子会社は役職員の具体的行動指針としてコンプライアンス・マニュアルに「反社会的勢力との関係の排除」を規定し、全役職員に周知する。また、「反社会的勢力対策規程」を制定し、対応について定める。

(2)事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行い、警察等関連機関とも連携し毅然と対応する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社といたしましては、引続き株主の皆様やお取引先をはじめ、地域社会、社員等の各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など、法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレートガバナンスを充実させていきたいと考えております。
また、当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下の通りです。

1. 重要な会社情報の適時開示に対する体制
当社は、経営情報を統合管理する経営企画室を適時情報開示の責任部署としており、決算実務、有価証券報告書作成を取り扱う財務経理部と密接な連携を図ることで、早期且つ的確な開示を可能にしています。

2. 社内の情報集約と統制
当社では、緊急時にその重要性のレベルに応じ担当役員、副社長、社長に情報伝達を行う体制を敷くと共に、定期的に会社内の情報を集約する体制を構築しております。
第一に、毎週、常勤取締役および役付執行役員で構成される経営会議を開催し、重要情報を早期に把握する体制を取っています。(事務局:経営企画室)
第二に、取締役会の開催・決議に関しても、情報開示担当役員が事前に議案の収集・一元管理を行い、開示の役割を担い、全体の情報集約とあわせ適切な開示に努めています。
さらに、毎月1回、部長・課長クラス全員でマネージャー・ミーティングを開催し、各部末端までの営業情報・リスク情報の集約を行っています。(事務局:総務部)

3. 適切な情報共有と開示
経営企画室では、各情報について、適時開示に該当するかをチェックし、状況に応じて証券取引所に確認を行っています。
適時開示に該当する場合には、証券取引所との連携により適切な開示を行っています。
当社といたしましては、常に開示基準を明確に認識することと共に企業として開示を積極的に行うという強い姿勢を維持することが重要と考えており、今後もそのための努力を行う所存であります。

コーポレート・ガバナンス体系図

